

2004年2月1日

# 近代におけるベトナム土地制度の変遷

—各時代における農地改革とその有効性—

不動産鑑定士 鈴木雅人

昨年度、筆者は現在のベトナムの土地制度について調査を行った。1993年制定の土地法によって土地は全人民所有という名の国有と定められ、個人は土地使用権に基づいて土地を利用することとなっている。詳細については平成15年3月発行の「海外不動産事情調査報告書」(社団法人大阪府不動産鑑定士協会著作)を参照されたい。

現在の土地法制定から未だ10年程度しか経過していないが、これは過去の南北分断から統一という激変した歴史の中で、ようやくたどり着いた結果であると言われている。すなわち現在のベトナムの土地制度は、南北分断時代の農地改革の反省と統一的制度の整備を中心目的としていると言われているのである。

この近年の農地を中心とする土地改革はどのようなもので、どういった点が反省点なのだろうか。激動の歴史の中で、ベトナムではどのような土地制度が整備されてきたのか。本稿は、近年のベトナム土地制度の変遷について、文献調査を中心に把握できた範囲内でまとめたものである。

## 1. ベトナムの歴史の基本的知識

### (1) 大越時代 (10世紀～19世紀前半)

現在のベトナム国家に直接的な源となっているのは大越(ダイヴィエト)である。大越は、10世紀に1,000年間中国領であった北部ベトナムに独立国家として登場し、リー朝、チャン朝、レー朝などの強力な王朝が続いた(首都はハノイ)。

しかし、南方まで国土が伸びたことと権力争いなどから、16～18世紀には南北に分断されてしまう。18世紀には南部ベトナムであるメコンデルタ地域を除いて国際交易が衰退し、また農業危機が生じたことなどから、北部ベトナムでは国家による農村支配が崩壊し、閉鎖的な村落共同体による庶民文化が生まれた。

この「貧しく閉鎖的、平等主義的で民族精神の強い北部」と、「豊かで開放的、地主制が発達した南部」というベトナム社会の二元的構造はこの時代に形成された。

18世紀末には国内で反乱が起こり、最後の王朝グエン朝(1802～1945年)が成立する。南北は統一され、国土はほぼ現在のものに至った。

### (2) フランス支配、日仏両国支配の時代 (19世紀前半～1945年)

19世紀前半には、欧米列強がベトナムにも到達した。開国を迫られたものの拒否した

グエン朝は、フランスの植民地となった。

20世紀になると、日本も1940年9月に仏印進駐にのりだし、ベトナムは1945年まで日本・フランス両国の二重支配下におかれることとなる。この時期、フランス植民地当局は概して日本軍に協力的で、行政権・警察権はフランス側が掌握していた。日本は日本語本出版、日本語教室開催、美術や軍の展示会などベトナム人の親日化に努め、南部の一部で成功したようである。

その様な中で、日本とフランスによる二重支配からの解放を目的として、ベトナム独立同盟（ベトミン）が1941年5月に結成された。ベトミンは各地で遊撃戦を展開し、日本の敗戦が決定的となる1945年8月には全国で蜂起を行い、ホーチミンを指導者として全土を解放（8月革命）させた。

その結果、9月に「ベトナム民主共和国」が樹立宣言されるに至った。

### (3) 第1次インドシナ戦争とベトナム戦争（1945年～1975年）

しかし植民地支配に固執するフランスは、まだ政体の安定しないベトナム民主共和国を倒そうとし、両国で戦争が勃発する（第1次インドシナ戦争）。

各地で戦闘が行われ、フランスは南部に傀儡国家を樹立するなどの駆け引きのなか、中華人民共和国が「ベトナム民主共和国」を承認すると、アメリカがフランス支援を開始し、この時から東西対立の色彩が加わることとなった。

1954年5月のディエンビエンフーの戦いでフランスが大敗し、同年7月にジュネーブ協定が成立、ベトミン・フランス両軍は北緯17度線を境に南北に別れ、フランスは完全にベトナムから手を引くこととなる。

しかし、アメリカは分断後の南部ベトナム国への支援を続けた。南部ベトナム国は1955年10月にゴー・ディン・ジエムを初代大統領として「ベトナム共和国」として改めて樹立宣言し、ジュネーブ協定で決められていた1956年中のベトナム全土統一選挙を拒否することとなる。北部側から見ると、南の解放が重要課題となった。

1959年に北ベトナムが南の解放勢力に対して人的・物的支援を実行したが、これをアメリカは北ベトナムによる侵略とみなしベトナム戦争が始まることとなった。以後、南の「ベトナム共和国」はアメリカの、北の「ベトナム民主共和国」は中国・ソ連の軍事的経済的支援を受けて戦争が続いたことは周知の通りである。

### (4) 南北統一から今日まで（1975年～現在）

1975年春、北ベトナムによる総攻撃により、南の「ベトナム共和国」は消滅し、ベトナム戦争は終結する。南北は統一され、1976年にはベトナム民主共和国は「ベトナム社会主義共和国」と改名し、現在の国家となった。

その後、カンボジア侵攻・中国との戦争（中越戦争）があったが、1989年にカンボジアから撤退、積極的な全方位外交に転じた。特に市場経済化を推進するドイモイ政策の

採択により、外資の投入が活発化しており、今日の経済発展に至っている。

## 2. ベトナム社会の二元的構造の形成と土地制度

今日のベトナム土地制度にも影響を与えた「土地の村落共有」は、大越時代から始まった。この「土地の村落共有」は、北部ベトナムにおいて庶民文化として徐々に形成されたものであり、「北は閉鎖的・平等的、南は開放的・階級的」というベトナム社会の二元的構造の象徴といえる。

### (1) 大越時代の土地制度（15世紀～17世紀）

15世紀末頃には、農地は以下のような区分が見られる。

公田：国家所有管理の田

公土：国家所有管理の畑

私田：私有地の農地

レー朝では、新規に開拓された水田は国有地であり、公田と呼ばれたものと推定されている。

公田は国の管理下で、村落の登録者に分担され、耕作と納税が義務づけられていた。一方、私田は免税であったようである。

### (2) 閉鎖的庶民文化の誕生（18世紀～19世紀）

18世紀には、国家権力の統制弱体化により、北部を中心に村落の自律化がすすんだ。その結果、多くの公田は村落の共有田（一部は有力者の私田）に変わった。すなわち北部ベトナムでは、公田はしだいに国から村落（自然的 xa 社）の管理に移行していったのである。南部ベトナムでも、ある程度の村落共有田が増えた。

北部ベトナムでは人口過剰状態にあり、狭い農地で多数の人口を扶養するには土地面積の細分化と土地所有の平等化が望ましく、国サイドも村落自律化を追認するかたちにとられた（均田制の施行）。

村落共有田を軸に、北部ベトナムでは村落（社 xa）という共同体が社会の基本的主体として強固に形成され、閉鎖的・平等主義的な庶民文化が生まれたのはこの時代である。

### (3) フランスによる開拓と南北二元的構造の完成（19世紀～1940年代）

植民地時代には、南部ベトナムであるメコンデルタ地域では、フランス植民地当局による開拓が行われ（プランテーション農業）、その結果、共同体意識の低い農村社会が形成された。広大な土地の所有者（大地主）と小作人が出現し、北部とは全く違う階級意識が支配する社会となった。もともと村落共有田や公田も少なく、地主が多かった南部

においては、ごく自然な意識形成であったかもしれない。

第2次世界大戦前にフランスがベトナム政府から取得した土地は100万haに達する。そのうち開発されたのは約40万haであったが、殆どが南部に集中している（北部が約3万4,000ha、南部が約35万ha）。南部の約35万haのうち、20万haは水田であり、殆どは借地または管理人を置いて小作人に耕作させた。

フランス植民地当局は、北部においては“社xa”の自律性を認め、行政単位として扱った。そのため旧来からの村落共同意識は持続され、「北は閉鎖的・平等的、南は開放的・階級的」という二元的構造が完全に形成されることとなった。

この時代の南北の特徴をまとめると以下の通りである。

|        |  |
|--------|--|
| 北部ベトナム | 村落共同体による農業経営が中心<br>村落共有田が多く、地主所有地は約20%にとどまる<br>公田も約20%が残存            |
| 南部ベトナム | プランテーションなど大地主と小作人による農業経営が中心<br>私有田が多く、地主所有地も約60%に及ぶ<br>公田も約3%と非常に少ない |



水上人形劇

ホン(ソンコイ)川流域の農村で収穫祭などの時に行われたのが起源とされる北ベトナムの伝統芸能

### 3. 南北ベトナムにおける土地改革（1950年代～1975年）

南北分裂後、1950年代に南北ともに土地改革が行われた。これはいずれも地主制度を解消・減少させる点で共通点があるが、いずれも社会不安をもたらした。

#### (1) 南ベトナムにおける土地改革

南ベトナムでは、1956年にゴー・ディン・ジエム政権による農地改革が実施された。これは小作農に農地を配分し、自作農を創設する「自作農創設政策」で、日本で実施された農地改革と同類であったと言える。

しかし、地主が多かった南ベトナムでは、地主の不満が大きく、また小作農は地主から土地を奪おうとして紛争が起こり、土地の権利関係も曖昧になるなど、社会不安を起こした。

1960年代にも土地再配分計画が実施され、更には1970年代には「耕す者に土地を」をスローガンとしたLTTT政策がすすめられるなど、何度も土地所有の調整が行われ、徐々に効果が現れることとなる。しかし、大量の小土地所有者が生み出された一すなわち土地の零細化が進んだ結果となり、この土地改革はあまり評価されていない。

結局、大量に生み出された小土地所有者の存在は、南北統一後の農業経営集団化の弊害となった。

#### (2) 北ベトナムにおける土地改革

##### a. 地主制度の廃止

北ベトナムでは、1954年からベトミン政権による農地改革が実施された。これは「土地なし農民に土地を与える」、「地主制度の廃止」政策で、南ベトナムの農地改革との共通点も見いだせる。

北部は村落共有田が多かったが、地主も存在し、土地没収された地主は3,000人～15,000人の間と言われている。この改革では、81万haの土地が210万世帯の農民に配分された（地主・親仏派の没収私有地、公田が分配された）。

しかし、地主・小作人・自作農ともに全体的に貧しく平等的だった北部ベトナムで、没収基準が機械的な土地改革がすすめられたため、地主だけでなく裕福な小作人にも不満が生じ、本来均質意識であった農民層の間に亀裂を生み、社会不安を起こした。更に、改革は地主層・小作層だけでなく各階級闘争へと転じ、村落社会は混乱した。

また土地改革によっても零細構造は変わらず、政府は集団農業化の道を選ぶこととなる。

##### b. 合作社による農村組織化（集団農業）

先の土地改革でも農業の零細構造は変わらなかったため、1960年代に農業活動の組織整備がすすめられた。

すなわち農地の所有権は「合作社」と呼ばれる組織に移され、土地の共有化がすすめられた。農業は合作社単位で経営され、“集団農業”と呼ばれる。平均主義的な所得・労働分配が中心概念にあり、ベトナム戦争時に農村の生活を支えるメカニズムとして役割を果たしたと評価されている。

集団農業が根付いた背景には、数百年続いた村落共有田制度の伝統があったことは重要である。

| 集団農業の概要 |   |
|---------|---|
| 合作社     | 集団農業の経営単位組織<br>戦時のため、女性労働者が多かったので、託児所の建設を行ったり、低所得社員への助成など、社会保障を担う役割も果たす |
| 生産隊     | 農民を社員とする労働組織<br>合作社から請負制により農業経営責任を任される。生産量、労働点数、生産費の3つの基本的項目について責任を負う。  |
| 農民      | 生産隊との間で作業契約を締結する。<br>一般にチームを編成して作業にあたり、労働点数に応じて収穫後に報酬を受け取る              |

### (3) 土地改革に関する考察

まず、土地改革による状況変化について南北別にまとめると以下の通りである。

|        | 土地改革初期                 | 改革後の状況                                   |
|--------|------------------------|--|
| 北部ベトナム | 平等意識の農民層に亀裂が生じ、階級闘争に至る | 合作社による集団農業が普及<br>平等主義的労働分配に成功<br>地主はほぼ消滅 |
| 南部ベトナム | 地主の不満が大きく土地紛争に至る       | 小規模自作農民が大量発生<br>農業の零細化がすすむ<br>地主も相当に存続   |

北ベトナムでは、土地改革の実施により、本来平等意識だった農民層に階級意識がちらつき、闘争にまで至った。しかし、地主の数が全農民数に比べて少数だったことと、伝統的な村落共有田制度をうまく活かした集団農業の普及に努力したことにより、安定した農業経営体制が維持されるに至ったと考えられる。

これは豊かではないものの、従来から住民意識の特徴であった平等主義的な労働分配に成功したものと言える。

一方、南ベトナムでは、大地主が多く存在したため、自作農創設政策は大きな不満を生み、小作人も土地の奪取に走るという混乱を起こした。結局、何度も調整が行われて自作農が創設されたが、大農場での生産繁栄は衰え、農業の零細化を招いた点は評価されていない。土地権利関係が曖昧になり、大地主も多く残ったことも改革が中途半端な成果にとどまった証と思料される。

これを考察するに、土地制度を整備するにおいては、

- ①農民の土地や労働に対する意識にできるだけマッチした制度
- ②既存の土地所有形態の状況と乖離しすぎない制度

をどこまで満たすかが成功する要因であると考察される。

ここで言う成功とは、「制度の安定」、「民の所得・地位・権利の安定」、「産業の繁栄」等があげられるであろう。

#### 4. 南北統一後の土地制度（1975年～現在）

##### (1) 南北統一後の社会変化

南北統一（ベトナムでは“南部解放”と位置づけられる）後は、南部の社会主義化が課題となった。大きな土地制度の変革が必要となったのである。

一方、北部でも社会変化が生じた。平和がようやく実現したため、農民の生活向上意欲が表面化し、自由な農業経営を認めた農地（自留地）への労働集中が生じた。その結果、合作社の共有地が放棄され（北部で約 15 万 ha）、農業危機となった。国は農業生産性の向上が求められるようになったが、南高北低の経済格差は従来から顕著であったため、統一を期に南北格差の是正が課題になったとも考察できる。

##### (2) 生産物請負制の導入

北部ベトナムの農民の生活向上意欲に対応して、1981年に“生産物請負制”（党書記局第 100 号指示）が導入されることとなる。

この制度は、生産隊の社員は「一定の生産量」を請け負う制度で、ノルマを超過した生産物は自由に処分できるようにしたものである。この制度の導入により、社員の収入は集団農業の労働点数に基づく報酬と請負超過分の処分による収入からなることとなった。

生産物請負制は、農民の労働意欲を喚起し、老人・子供などの潜在的な労働力を引き出すなど、成果をあげた。結局、1982年秋までに北部ベトナムの平野部における合作社の 95%が採用した。

##### (3) 南部ベトナムの社会主義化政策

南部では、北部で定着していた合作社による農業集団化が試みられた。残っていた多

くの地主からの土地没収が始まったが、なかなかうまくいかなかった。また大量の小規模自作農民の存在は、集団化をすすめるにあたってはやはり弊害となった。

生産物請負制を導入後も、ベトナム共和国時代の土地権利関係の曖昧さに対する不満訴えや、何度も過去に所有地を減らされた農民が旧所有地の返還を求め、土地争いが頻発した。

結局、政府は、北部では定着していた集団農業を南部に定着させることは断念することとなり、ドイモイ路線転換を期に大規模な土地制度の改革を行うこととなったのである。

|        | 南北統一直後の課題  | 国の施策               |
|--------|------------|--------------------|
| 北部ベトナム | 生活向上意欲の表面化 | 生産物請負制の導入<br>→ほぼ成功 |
| 南部ベトナム | 社会主義化が課題   | 農業集団化の推進<br>→失敗    |

#### (4) 土地使用权制度の整備（現在の土地制度）

##### a. 脱「集団農業」化の推進開始

ベトナムは 1986 年にドイモイ路線への転換を決めたが、農業部門は 1988 年の「農業管理の刷新に関する党政治局決議第 10 号」により具体的な政策が示された。

この政策の主旨は、合作社の共有地を世帯に分配することで共同労働をなくし、農家世帯を基本的な経営主体として位置づけるものである。すなわち“脱「集団農業」化”の推進を開始したのである。

しかし決議第 10 号施行後にも土地返還を要求する農民のデモが行われるなど、南部では土地の権利意識が消えなかった。結局、国会は、南部ベトナムにおける農民の土地への執着を考慮し、1993 年に土地法を採択し、土地使用权を農民へ譲るというかたちで実質的に私有地制度を設け、現在に至ることとなったのである。

##### b. 土地法の制定

1993 年制定の土地法では、土地使用权を農民に法的に保障するものとなった。この法律では土地制度を詳細に規定しているが、土地使用权の期間は、

一年性作物の土地：20 年（更新あり）

多年性作物の土地：50 年（更新あり）

とされている。なお、土地使用权制度の詳細な内容は「海外不動産事情調査報告書・平成 15 年 3 月」（社団法人大阪府不動産鑑定士協会）を参照されたい。

土地法では、具体的な農民世帯への土地使用权の交付方法については詳細に規定され

ておらず、地方ごとに決定するとしている部分も多い。例えば、分配される土地の領域や交付される土地の量など多くの面で地域差がみられる。これは、南北で事情が大きく異なることを考慮したものであることは容易に想像ができる。

土地法制定後は、北部では土地使用权を合作社から各農民世帯に移す事業が進められた。南部では多くの自作農に土地使用权が与えられ、私有地意識を持続させることとなった。

現在、集団農業の主体であった合作社は、北部では水利・生産資材供給などの技術サービス提供、国家に代わる農業税の徴収などの役割を担っているが、南部では完全に解体している。

#### (5) 南北統一後の土地制度整備に関する考察

統一後に南部ベトナムの社会主義化が課題となったが、北部で完全に定着していた集団農業は定着しなかった。

農業集団化は、前記した要因

- ① 農民の土地や労働に対する意識にできるだけマッチした制度
- ② 既存の土地所有形態の状況と乖離しすぎない制度

のいずれにも該当しないことが読みとれる。

一方、土地使用权概念の導入による私有地意識の持続政策は、南北ベトナムいずれの地域においてもある程度は上記①、②の要件を満たしていると考察され、戦略的で制度考案に努力がなされたことが伝わってくる。

## 5. おわりに

ベトナムの土地制度はまだ大転換の最中にあると言える。現在の土地制度整備がもたらしたメリットは農民の耕作意欲を刺激し、生産増大をもたらしたことで、土地意識が大きく異なる南北ベトナムで統一的に適用できる制度が見つかったことであると考えられる。

しかし、都市部での土地投機など新たな問題も発生している。この改革に本格的な評価を下すのは現時点ではまだ早い。

今回はベトナムの激変した歴史に応じて土地制度の変遷を調査し、一部考察も加えてみた。土地制度がいかにかこの民の意識とリンクし、また無理があれば多大な社会不安をももたらす要素となりうることを把握できた。逆に合作社や生産物請負制の導入など、北ベトナムでは制度の安定に成功した例がいくつか見られるが、住民意識をベースとし、無理のないシステムを提案した点は戦略的であると言えよう。

近年、わが国でもバブル経済とその崩壊という混乱とも言える社会現象が起こった。国・国民にとって最も安定性をもたらす土地制度は何だろうか、これからも土地制度についていろいろな角度から検証し、考察していきたい。

### {参考文献}

「イミダス 2003・世界情報アトラス」：(株)集英社 発行、2003.1

「ベトナムの辞典」：(株)同朋舎 発行、1999.6

「ベトナム民法一条文と解説一」：日本貿易振興会(ジェトロ) 発行、1996.6

「2000年版・ベトナム統計年鑑」：日越貿易会 編集、2000

「最新ベトナムの投資・税制・会計・監査」：木本圭一 編著、2000.1

「海外不動産事情調査報告書・ベトナムの不動産制度概要」：(社)大阪府不動産鑑定士協会 編集、2003.3

注：本稿は(社)大阪府不動産鑑定士協会編集・発行の「海外不動産事情調査報告書」(2004年3月発行)に掲載された論文である。